

5 2023(令和5年)



ハンカチの木

花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

安蒜俊雄

〒271-0046
松戸市西馬橋蔵元町93
Phone: 047(341)8811
Fax: 047(341)8080

◆ 5月の税務と労務

国 税／4月分源泉所得税の納付	5月10日
国 税／3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	5月31日
国 税／9月決算法人の中間申告	5月31日
国 税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)	5月31日
国 税／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合)	5月31日
国 税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付	5月31日
国 税／特別農業所得者の承認申請	5月15日

5月

(暦月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.

地方税／自動車税・鉱区税の納付

都道府県の条例で定める日

地方税納付書にQRコード 令和5年度から、地方税の納付書に「地方税統一QRコード」(eL-QR)が付されています。このQRコードにより、市・県民税(普通徴収)や固定資産税・都市計画税、自動車税・軽自動車税(種別割)について、eLTAXや金融機関、スマートフォンアプリによる納税ができます(対象税目は自治体により異なります)。

ワン
ポイント

従業員等が会社から受ける経済的利益 ～給与課税の対象とならないように注意～



会社の役員や経理担当者の中には、従業員等に対して金銭による給与以外の費用負担や金品の贈与などを行つた場合、それらは単純に会社の経費（損金）等として、給与課税の対象外とお考えの方もいるのではないでしようか。

今回は、このようなケースにおける税務上の取扱いを見ていただきたいと思います。

注意しなければならないのは、
一 経済的利益として課税されるものとは

二 経済的利益として課税される額

前述の「経済的利益の例」における、主な給与課税の対象となる金額は次のとおりです。

(1) 物品（商品）その他の資産の無償・低額譲受け

無償の場合はその資産の時価、低額の場合はその額と実際に支払った金額との差額。

経済的利益の例

- ① 物品（商品）その他の資産の無償・低額譲受け
- ② 土地・家屋その他の現金以外の資産の無償・低額借受け
- ③ 金銭の無利息・低利息借受け
- ④ ②、③以外の用役（サービス）の無償・低額享受
- ⑤ 未払金等の債務の免除・肩代わり

給与を支給したのと同様の経済的效果をもたらす費用負担などは、「経済的利益」として給与課税の対象となることです。この経済的利益に該当するものの例として、次のものがあります。

(2) 土地・家屋その他の現金以外の資産の無償・低額借受け

無利息の場合は通常の利率により計算した利息の額、低利息の場合はその額と実際に支払った利息との差額。

(3) 金銭の無利息・低利息借受け

無利息の場合は通常支払うべき利息との差額。

(4) (2)・(3)以外の用役（サービス）の無償・低額享受

対価の額、低額の場合はその額と実際に支払った金額との差額。

(5) 未払金等の債務の免除・肩代わり

債務免除の場合はその免除された金額の相当額、肩代わりした場合はその負担した金額。

二 紙と課税の対象とならない経済的利益の例

(1) 通勤手当

通勤手当の限度額は、1か月当たりの限度額は、片道の通勤距離（通勤経路に沿った長さ）に応じて、次頁表のように定められています。

(2) マイカー・自転車通勤者の通勤手当

1か月当たりの限度額は、家族分も含めて転居のために必要な運賃、宿泊費、引越し費用などとして、適正な旅費規程等に基づく金額であれば非課税とされています。

(3) 転勤に伴う転居費用等

次のような費用負担等は、給与課税の対象とはならないとされています。

また、単身赴任者などの帰省旅費については、従業員個人が負担すべきものとして、課税の対象となりますが、職

通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路および方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額。ただし、新幹線や特急列車を利用した場合の運賃等の額は、その通勤方法や経路が「最も経済的かつ合理的な経路および方法」に該当する場合には含まれますが、グリーン料金は含まれません。また、1か月当たり15万円を超える場合には、15万円が限度額となります。

マイカーなどで通勤している人の非課税となる
1か月当たりの限度額の表

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
2km未満	(全額課税)
2km以上10km未満	4,200円
10km以上15km未満	7,100円
15km以上25km未満	12,900円
25km以上35km未満	18,700円
35km以上45km未満	24,400円
45km以上55km未満	28,000円
55km以上	31,600円

(2) **社宅費用**
従業員の社宅や寮の場合、1か月当たり一定額の家賃（賃貸料相当額）以上を受け取つていれば課税されません。
この場合の賃貸料相当額は、次の金額の合計額をいいます。
ア その年度の建物の固定資産税の課税標準額×0・2%
イ 積（m²）÷3・3m²（その建物の総床面積）

原則として帰宅したよな場合には、務の遂行上必要な移動に付随して帰宅したよな場合には、原則として非課税とされます。

（3） **食事支給・補助**
なお、役員社宅の場合には、一定の床面積を超える場合や、いわゆる豪華社宅に該当するこになる場合は、非課税要件が厳しくなるのでご注意ください。
（4） **社員旅行**
その旅行の内容（旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員等の参加割合・使用者及び参加従業員等の負担

（2） 次の金額が1か月当たり3500円（税抜き）以下であること
（食事の価額）-（役員や使用人が負担している金額）
この場合の「食事の価額」とは、弁当などを購入して支給している場合には、業者に支払う購入金額、社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合には、食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額となります。ただし、食事を支給するのではなく、現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者に対する食事ができないために1食当たり300円（税抜き）以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が課税の対象となります。
（5） **人間ドックの費用負担**
健康管理の必要から、一般的に実施されている人間ドック程度のもので、一定年齢以上の希望者は全て検診を受けることができ、かつ、検診を受けた者全てを対象として、その費用を負担する場合には非課税とされています。

【参考資料】
国税庁
給与等に係る
経済的利益



建物賃貸借契約の違約金などの取扱い〔消費税〕

建物の賃貸人が賃借人から違約金などを受け取る場合の消費税の課税関係を確認します。

1 建物賃貸借契約を中途解約する場合の違約金

建物の賃貸借契約期間の終了前に入居者からの解約の申入れによる中途解約の違約金として数か月分の家賃相当額を受け取る場合は、損害賠償金として課税の対象とはなりません。

これは、この違約金は、賃貸人が賃借人から中途解約されたことに伴い生じる逸失利益を補填するために受け取るものだからです。

2 建物賃貸借に係る保証金等から差し引く原状回復工事費用

賃借人が立ち退く際に、賃貸人が受け取る原状回復工事に要した費用に相当する額

は、賃借人に対する役務の提供の対価となり課税の対象となります。

これは、賃借人は立退きに際して建物を原状に回復する義務がありますので、賃借人に代わって賃貸人が原状回復工事を行うことは役務の提供となるからです。

工事費相当額を賃借人から預かっている保証金等の中から差し引いて受け取る場合も同様の取扱いとなります。

3 違約入居者から受け取る割増賃借料

賃貸借契約の契約期間終了後においても入居者が立ち退かない場合に、賃貸人がその入居者から規定の賃料以上の金額を受け取ることがあります。この金額は、入居者が正当な権利なくして使用していることに対して受け取る割増賃料の性格を有していますので、貸付けの対価として、その賃料の課税区分に応じて取り扱われます。

つまり、店舗及び事務所等の貸付けであれば課税の対象となり、住宅の貸付けであれば非課税となります。

不動産を譲渡して譲渡損失が生じた場合

個人が土地や建物を譲渡し譲渡損失の金額が生じた場合には、その損失の金額を他の土地や建物の譲渡所得の金額から控除できますが、その控除をしてもなお控除しきれない損失の金額は、給与所得など他の所得と損益通算することはできません。

しかし、長期譲渡所得に該当する場合で居住用財産を譲渡した時に生じた譲渡損失の金額については、譲渡した年に他の所得との損益通算ができ、これらの通算を行ってもなお控除しきれない損失の金額をその譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越して控除できる場合があります。

居住用財産を譲渡して譲渡損失が生じた人で新たに居住用財産を購入した場合や、住宅ローンが残っている居住用財産を譲渡して譲渡損失が生じた場合が該当し、それぞれの特例の要件を満たす必要があります。

A

Q

未分割株式に係る使用者兼務役員の判定

弊社の代表者が死亡し、所有していた株式については未分割の状態です。この度、代表者の相続人でもある取締役3名に賞与を支給しますが、これらの者が使用人兼務役員であるかの判定において、持株割合はどのように計算しますか。

各人の相続分に基づいて持株割合を計算します。すると、各人の相続分に応じた持株割合を修正する必要はない

相続人が数人いるときは、相続財産は共有に属するものとされており、相続の放棄や限定承認等がされない限り、法定又は指定相続分に応じて持分を有することになるためです。

なお、実際の分割が相続分と異なったとしても、後日、その持株割合を修正する必要はない